

京丹後市行財政改革推進委員会について

1 京丹後市行財政改革の推進体制と進行管理

(1) 推進体制

行財政改革の取組の方向性を示した指針である「行財政改革大綱（総合計画「基本計画」施策30）」に基づき、具体的な取組項目を設定した第4次行財政改革推進計画を策定するとともに、行財政改革推進本部（市長を本部長とし、部長等で組織）を設置し、全庁的に行財政改革を推進します。

(2) 進行管理

第4次行財政改革推進計画の進行管理に当たっては、毎年度、行財政改革推進本部で進行状況を点検・評価した上で、行財政改革推進委員会で調査及び審議いただくなど、進行管理の徹底を図ります。

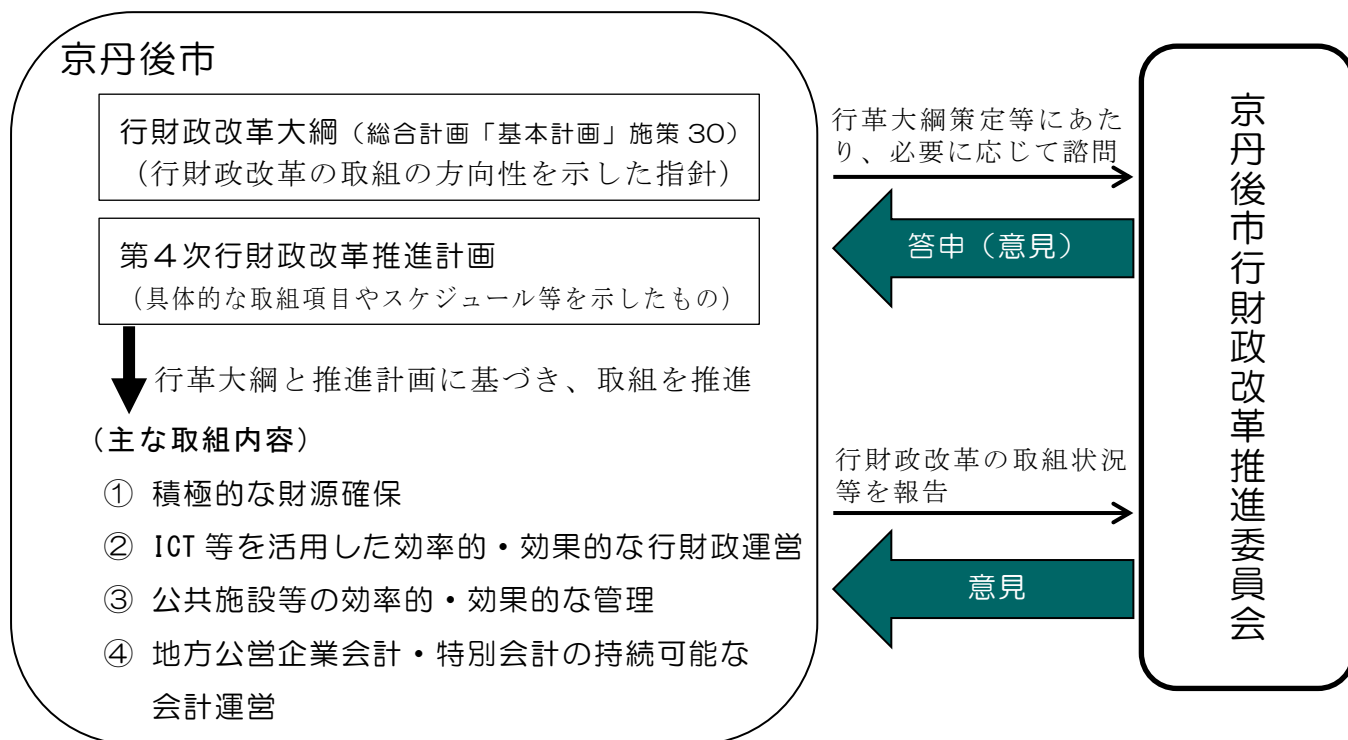
2 行財政改革推進委員会の主な役割

(1) 諮問に対する答申

行財政改革大綱と推進計画を策定する際など、必要に応じて市長から委員会に意見を求めます（諮問します）ので、委員会の意見を取りまとめた「答申書」を市長に提出していただきます。

(2) 行財政改革の取組状況について審議

市から報告する第4次行財政改革推進計画の進捗状況等に対し、改善点などのご意見をいただきます。



○京丹後市行財政改革推進委員会条例

平成16年8月5日
条例第257号

(設置)

第1条 市政を取り巻く急激な社会経済情勢の変化の下で、多様な行政課題に的確に対応しうる効率的な行政運営の推進並びに厳しい財政状況の克服及び財政体質の強化を図るための行財政改革を行うに当たり広く意見を求めるため、京丹後市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、市の行財政改革大綱及びその推進計画の策定について調査及び審議し、その意見を答申する。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 公共サービスにおける行政の役割並びに市民、事業者、行政等の協働に関すること。
- (2) 市の組織並びに行財政の制度及び運営の改善に関すること。
- (3) 行財政改革の進捗状況に関すること。
- (4) その他行財政改革の推進に関すること。

(市長の責務)

第3条 市長は、委員会の答申及び意見を尊重し、施策に反映するよう努めなければならない。

2 市長は、委員会に対し、行財政制度、行財政改革に関する事項その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市民及び市の行財政について優れた識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(小委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(以下略)